

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	東広島市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/1/syakaihosyo-zeibangou.html

執行機関名 東広島市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年条例第136号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1 2の項 東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年条例第136号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年条例第136号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 東広島市は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児等の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育している者に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年条例第136号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	東広島市乳幼児等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等医療費の支給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	東広島市乳幼児等医療費支給条例第3条の2第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報